

奈良県告示第百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年六月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に基づく貸付金の償還金に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 ニッテレ債権回収株式会社

所在地 東京都港区芝浦三丁目一六番二〇号

三 委託事務の取扱期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで